

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成29年2月7日（火）午後2時10分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室A（事務棟8階）

3 出席者

司会者 三芳 純平（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 寺本 真依子（同上）

検察官 藤本 裕人（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 金井 正成（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番 6人

4 議事内容

【全般について】

（司会）1番さんが担当された事件は，被告人と被害女性が不倫関係にあったところ，被害女性から別れを切り出されたという経緯の中で，車内で強姦に及んだことにより強姦致傷で起訴されたものです。暴行脅迫があったのか，被害女性が性行為に同意していたかどうか，その際にけがを負わせたのかが争点になっていました。裁判所に来ていただいたのは9日間で，本日の出席者の中では一番多かったと思いますが，全体の感想としてはいかがでしょうか。

（1番）選任されて，本当に私でいいのか，辞退する条件に当てはまらないから逃げられないなと思いました。何をやるか分からない状態で最初は不安でした

が、資料や日程表もある上、予備知識がなくても、その時点で分かっていることから判断するようにと説明もしてもらえました。量刑を個人で判断していいのかと最初から最後まで考えていましたし、責任の重さも感じていました。

(司会) 2番さん、3番さんは強姦致傷等という同じ事件の裁判員を経験されました。被告人が、路上にいた面識のない被害女性に強姦に及んだという事件でしたが、この事件でも、暴行脅迫があったのか、被害女性の同意があったのか、被害女性がけがを負ったのかが争点でした。公判が始まってから7日間、裁判所に来ていただきましたが、この事件を経験しての感想はいかがでしょうか。

(2番) まさか私が選ばれるとは思っていませんでした。会社をたたんだ後でしたので、日程的に無理ということはありませんでした。非常に良い経験をさせていただいたと思っています。最初はガチガチの雰囲気の中でやると思っていたのですが、実際は違っていました。

(司会) 同じ事件を担当された3番さんは、いかがでしたでしょうか。

(3番) 私が選ばれていいのかと感じ、最初は不安でしたが、裁判官が順序立てて説明してくれたので、どうやってやるのかが分かってきました。なるべく客観的に見るようにと言われましたが、感情移入する部分が大きく、客観的に量刑を判断できたのか今でも考えてしまいます。

(司会) 続いて4番さんですけれども、危険運転致死というやや耳慣れない、交差点の信号が赤信号と分かっていながらあえて交差点に入った結果、歩行者に自動車を衝突させるなどして歩行者を死亡させたという事件を担当されました。被告人が赤信号と分かっていながらあえて交差点に入ったのか、単なる赤信号の見落としだったのかが争点でした。多数の証人尋問も行われたようで、7日間裁判所に来ていただいています。全体的な感想はいかがでしょうか。

(4番) まさか自分が当たるとは思っていませんでした。抽選で8人が選ばれたときに初めて人が亡くなった事件だということに気づき、社会勉強くらいの軽い気持ちで来たのですが、来るんじゃないかと思いました。感情移入することもありました。精神的にも辛かったですが、暑かったので肉体的にも辛かったです。

(司会) 5番さんは、タクシー内で強盗を行い、その際に運転手にけがをさせたという強盗致傷の事件を担当されました。けが自体はそれほど重いものではなく、刃物で脅したときに、どのように刃を差し出したかについて争いはあったものの、全体的には争いはなく、刑の重さをどうするのが主な争点になっていました。裁判所に来ていただいたのは4日間で、検察官の求刑は懲役7年でしたが、裁判所としては懲役4年という判決を出したという事案です。いかがでしょうか。

(5番) 選ばれて驚きました。裁判員制度に興味、関心はあったものの、大変だろうなと思いました。初めて法廷に入った時には、厳粛な雰囲気を感じ、責任の重さを実感しました。すべてが初めての経験だったので、裁判そのものを勉強したという感じです。弁護士、検察官、裁判官のそれぞれの立場での進め方などを学ばせていただきました。

(司会) 6番さんは、夜間歩いていた女性を見つけていきなり背後から近づき、着衣の上からわいせつな行為をし、10日間の加療期間のけがを負わせたという強制わいせつ致傷の事件で、その際に、脱がしたショートパンツを持ち去った窃盗の事件も含まれていました。起訴された事実についてはほぼ争いが無いということで、刑の重さが主な争点でした。公判が始まってからは3日間、裁判所に来ていただき、被告人には執行猶予が付されました。経験した感想としてはいかがでしょうか。

(6番) 大変貴重な体験をしたと思っています。評議の場で自由に意見を述べることができた、なかなか体験できないことを体験できたと嬉しく思っています。

裁判員を選んだり，通知を出したり，日当を払ったり，一般の人に教えながらやったりする必要があるので，民主主義というのは時間やお金がかかると感じました。私自身や周りに，裁判所にお世話になる人がいなくて良かったとも思いました。年末年始には，裁判員としての経験を踏まえ，真面目に生きていかなければならないという話が甥や姪にできました。

【裁判の日程について】

(司会) 裁判に参加するに当たって，お仕事や御家庭でどのような支障がございましたでしょうか。あるいは，どのように調整して参加いただいたのかお聞かせください。

(1 番) 私の場合は7人でローテーションを組んで，各日一人で勤務する体制ですので，一人欠けると6人で回さなければならなくなります。今回，公判のために9日間，選任手続の呼出しを含めると10日間くらいになってしまい，仕事を休むとなると調整がきつかったですし，職場に迷惑を掛けたかと思えます。

(司会) 結果としては他の方の協力を得て何とか調整いただいたということでしょうか。

(1 番) 裁判の日程表をもらっていたので，会社に申し出て，穴埋めしてもらいました。

(司会) 裁判員等選任手続期日のお知らせに，おおよその日程が書かれていたと思いますが，審理日程をお知らせするタイミングであったり，実際に裁判員等に選任されてから第1回公判までの時間的な間隔について何か御意見はありますか。

(1 番) 裁判員に選ばれてから第1回公判までの間が早かったので，個人的な負担は特に感じませんでした，会社の方で勤務体制の調整をしてもらうのは大変だったと思います。会社の方からは，その調整のために，裁判員等に選ばれてから1か月くらいの期間は欲しいと言われました。

(司会) 裁判員に選任されるかもしれないということは選任手続の前にお伝えしているところですが、実際に勤務体制を調整するのは、やはり正式に裁判員に選任されてからということになってしまうのでしょうか。

(1 番) 裁判員に選任されるかもしれないということは事前に会社へ伝えていましたが、実際に勤務体制の調整に取りかかったのは正式に裁判員に選任されてからでした。特に、事前の説明で、やむを得ない事情があれば最悪辞退を申し出ることができるかとされていることもあってそのような対応になりました。

(司会) 他の方はいかがでしょうか。

(6 番) 私の場合は仕事を引退していることもあってそのような苦労はありませんでした。

(2 番) 私も同じです。

(3 番) 私は専業主婦だったので、時間での制約はありませんでしたが、公判の終了時間との兼合いで夕飯の準備などは多少苦労しました。しかし、次第に勤めていたときの感覚を思い出してやり繰りすることができました。

(司会) 公判は午後 5 時くらいには終了するという御案内をしていましたが、終了時刻についてはいかがでしたでしょうか。

(3 番) 公判の開始時刻と終了時刻については、仕事をしていたときに比べれば負担感は大きくありませんでしたが、慣れるまで少し苦労しました。

(4 番) 私の場合は、会社の制度として裁判員等に選任された場合は必ず参加しなければならないことになっていますので、断るという選択はありませんでした。しかし、裏を返せば会社には来なくてもいいが仕事はしろよということで、管理職でもあったことから、裁判所へ行きつつ、携帯電話や出先のパソコンを利用して仕事をこなすことになり、普段よりは仕事が大変でした。

(5 番) 私もフルタイムで仕事をしていたときであれば大変だったと思いますが、選任時は主婦だったので、これはやっぱりやるしかないかなという気持ちで参加しました。

(司会) 様々な調整をして裁判に参加していただきありがとうございます。公判の日程については、選任手続期日から第1回公判期日までの間隔であったり、公判の終了時間については工夫の余地があると裁判所も考えていますので参考にさせていただきます。

(裁判官) 現状、審理日程については週4日くらいで組ませていただいていることが多いと思いますが、この点はいかがでしょう。

(1番) 私の場合は週3日がいいです。残りの日は土日を除き仕事をこなさなければなりませんし、勤務体制も組みやすいです。週4日は難しいと思います。

(4番) 私個人としては、気持ちの面で仕事に集中できますので、できれば間隔を置かずに連日開廷したほうがいいと思いますが、審理内容が重たかったこともあって間隔を置くこともやむを得なかったのかもしれない。

【開廷前について】

(司会) 実際に選任された際に不安感があったとのお話がありますが、法廷へ入るまでのところで、もっと裁判所から説明をして欲しかったといったことはありましたでしょうか。

(1番) 私の場合は最初に法廷へ入るときの打合せで、法廷内の様子を説明していただいたので、法廷に入る前の不安感は大きくはありませんでした。

(3番) 私は、病気のためマスクをして入廷していいのか、空気清浄機を持ち込んでいいのかという不安がありましたので、事前に職員の方に質問させていただいたところ、丁寧に対応していただきました。また、質問手続の前には法廷を案内してもらって支障がないか確認させてもらうことができましたし、公判が始まってからも気に掛けてもらったので、大変有り難かったです。

【審理について】

(司会) 最初に、検察官と弁護人に冒頭陳述をしてもらっていますが、印象に残った点、工夫できる点があれば御紹介いただけますでしょうか。

(6番) 検察官も弁護人も、冒頭陳述については非常に簡単、明瞭で、各自が考え

ていることを理解しやすかったという印象です。

(5番) 冒頭陳述に限ってという訳ではありませんが、全体の感想として、分かりやすく、綿密に公判が進行されて良かったと思います。それぞれの立場があると思いますが、検察官の立場からは事実関係を明確にして準備され、刑罰をどうするのかということを綿密に考えていることは理解できるのですが、厳しすぎるのかなという印象を持ちました。一方で、弁護人の立場からは、人として弁護をするというか、どうして被告人がそのような犯行に至ったのかというところを掘り起こして弁護をしている点で感銘すら受けましたが、罪を犯した人に対してなぜそこまでの弁護をするのかという疑問を持ちました。そして最後に、裁判官と評議をすると、裁判官は中立に、双方の意見を聞きつつも、事実を客観的に捉えていく様子が印象的でした。

(司会) 5番さんの事件では被告人は今後絶対に立ち直っていけるんだという弁論をしているようですが、本当にそこまで責任を持って言えるのかという気持ちを抱いたということでしょうか。

(5番) そういった気持ちは抱きました。そこまで人間的に弁護するのかという点では勉強になりましたが、本当に大丈夫なんだろうかとも思ってしまいました。しかし、そこまでやるのが大切なんだろうなと思いました。

(司会) 6番さんの事件の争点はもっぱら量刑をどうするかという点でしたが、執行猶予を付けるかどうかという点ではいかがでしたでしょうか。

(6番) 事実争いがなく量刑が争点ということと、被害者保護という観点から被害者の方が一度も法廷に出られませんでした。当然、検察官が被害者の思いを代弁されていたと思うのですが、そのためか学芸会をしているような印象を持ってしまいました。また、本件では公判の直前に被告人と被害者との間で和解ができているとの話でしたが、私たちの一般的な感覚として、和解と言うと水に流すという意味合いがありますが、実際に取り交わされていたのは覚書でした。それを和解書ということで話が進んだので、個人的には被害

者が本当に被告人を許しているのか疑問に感じました。私としては、できるかどうかは分かりませんが、一般傍聴人の前には出なくても、それ以外の場所で被害者の意見を直接聞くチャンスがあってもいいのかなと思いました。

(司会) 1番さんから4番さんは、検察官や弁護人の法廷での主張あるいは証拠調べでどんなところが印象に残っていますか。

(1番) 検察官や弁護人の冒頭陳述や証拠調べについては、問題なかったと思います。ただ、証言席と被告人席が近くて、被告人のことを怖がっているような証人もいたので、もう少し配慮があってもよかったのかなと思います。被害者の証人尋問についてはビデオリンク方式で行いましたが、モニターが目の前にあるので、モニター越しでもしっかり理解することができました。また、弁護人が2人いて交代で尋問していたのですが、話の内容が飛んだりしていたので、尋ねる内容についてしっかり打合せをしているのかなと感じるところもありました。

(2番) 検察官から提出されたいろいろな証拠を見て、被告人を弁護しないといけない弁護人は大変だなと感じました。

(3番) 双方の冒頭陳述を聞いて、同じ事件でここまで解釈が違うのかと思いました。

(4番) 素人ですので、何のためにやるのかよく分からないまま冒頭陳述を聞いていました。また、渡された書面と違う主張を弁護人がしたので少し混乱しましたし、事案が難しいこともあって、検察官の説明も事件全体の流れを把握できていないのかなと感じることがありました。証拠調べについては、複数の警察官を証人尋問したのですが、最初のうちは回りくどく感じて、疲れてしまうこともありました。後になって直接的な証拠が出てきたので、事前に証拠の内容を確認して、もう少し厳選できたのではないかと思います。

(弁護士) 裁判員の方になるべく労力や負担をかけないように、公判前整理手続で証拠を整理するのですが、どこまで見ていただくのがよいのか難しいところ

です。皆さんにお尋ねしますが、配られた検察官、弁護人の冒頭陳述の情報量はいかがでしたでしょうか。

(1番) 私の場合は、内容もよく分かりましたし、適切だったと思います。

(2番) 初めから詳しく説明されても分かりませんので、事件の全体像が分かればよいと思います。

(3番) 最初に見たときは少ないと思いましたが、審理が終わるときには、あれくらいでよかったかなと思いました。最初から情報をたくさんもらうより、あらすじを示してもらい、後で肉付けしていくという感じで丁度よかったです。

(4番) A 3版1枚でしたので量自体は問題なく、ストーリーもよく分かりましたが、先ほども述べたように、論点が急にずれたりしたので、少し混乱しました。

(司会) その他、法廷での出来事でお気付きの点があれば、お聞かせください。

(6番) 防犯カメラの映像というものは、分かりやすく印象に残る証拠でした。

(裁判官) 被害者の気持ちが伝わりにくかったという6番さんの先ほどのお話を聞いて、我々としても、証拠を厳選する必要があるけれども事件の状況を的確に裁判員の方にお伝えするためにはどうしたらよいかを検討しなければならないと思いました。

(1番) 同じ防犯カメラの映像を見ても、解釈は人によって異なることが分かりました。また、電話でのやり取りなどの証拠が大量に提出され、それらの証拠すべてに目を通して検討することが、大変な作業で、精神的に負担となりました。事実を認定するという意味では、すべての証拠が必要であったとも考えられないため、もう少し厳選してもらっても良かったとも思いました。

【評議について】

(司会) 評議の中で裁判官から法律的なことを説明する場面や評議の進め方などで、裁判官にもう少し工夫して欲しかったことなどがあれば教えてください。

(6番) 評議に入る前は素人がどうやって判断を出すのだろうと心配していました

が、実際には今までのデータを示していただいたり、裁判官がアドバイスをしてくださったので、評議室でのやり取りは非常に良かったです。

(5番) 法的な説明や過去の判例についても説明していただいたので、分かりやすかったです。ただ、量刑の資料を見ていて、刑の幅がある程度決まっているのかなとも感じました。

(4番) もともと、危険運転致死罪の件数自体があまりないということで大変でした。人の人生を自分たちの判断で決めてよいのかと思うと、荷が重かったです。

(3番) 裁判官から強姦致傷罪の成立時期の説明を聞きましたが、人によって、証拠に対する印象が異なるなどして判断が難しいなと感じました。

(2番) 量刑を考える際に、前科をどう評価するのかというのが難しいと感じましたが、良い評議ができたと思います。

【その他】

(司会) 最後に、この機会にお話しされたいことや、裁判所の対応等で改善すべき点、あるいは裁判員を経験されてしばらく時間が経過した今お感じになられていることなどをお聞かせいただけますでしょうか。

(1番) 裁判というのがすごく印象に残っています。被告人や被害者の顔は今でも覚えています。裁判員を務めていた当時は、裁判の進め方に対して反省や要望を考えついていたのですが、年月が経過するとそういった要望は忘れてしまう部分もあるので、もう少し早くこういった意見を述べる機会を設けて欲しいと思います。今の正直な気持ちとして裁判員をもう一度やりたいとは思いません。

(2番) 私は非常に良い体験をさせてもらったと思っています。感謝しています。裁判員制度のことをもっと広めてもらい、多くの方に裁判員をやっていただけると良いと思います。

(3番) 私もすごく良い体験をさせてもらったと思っています。事件の内容は重か

ったですけれども、一緒に裁判員を務めた方々、裁判官の方々がとても良い方で雰囲気良かったので、助けられました。

(4番) 良い体験をさせてもらったのですが、事件の内容が難しかったです。人が亡くなった事件を一般人が裁くというのはちょっと辛いのではないかと思います。

(5番) 裁判員を務めたことで多くのことを学べ、自分にとってプラスになったと感じています。ただ、殺人事件や子どもが被害者である事件の裁判員に選ばれていたら、やっていけたかどうか自信がないですし、悩み続ける重たい日々を送っていたかもしれません。

(6番) 評議中やこの意見交換会のやりとりに限って言えば、名字で呼び合った方が話しやすいのではないかと思います。また、裁判員裁判になることによって判決までの時間がよりかかっているのではないかと思うので、被告人のためにも早く手続を進めていった方が良いと思っています。

(司会) 本日頂いた貴重な御意見を、我々の方でしっかり受け止めて、今後の参考にさせていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

以 上